

市町村議会で議決した意見書等（令和6年10月分）

令和6年11月1日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	八幡平市	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書	R6.10.1	1
2	北上市	学校給食費無償化を求める意見書	R6.10.15	2

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	<p>【議決年月日】令和6年10月1日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣 文部科学大臣</p> <p>【件名】ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書</p> <p>2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられ、岩手県においては23年度から小・中学校ともに35人以下の学級編成となった。</p> <p>しかしながら、岩手県内では、学級編制基準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代替え措置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障をきたしている。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められている。これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置しているが、その分の十分な人員は配置されておらず、長時間労働の是正が進んでいない。子どもたちのゆたかな学びと学校の働き方改革を実現するためには、学級編制の見直しによるさらなる少人数学級の推進や、基礎定数および加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠である。</p> <p>一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源を保障すべきです。</p> <p>国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めるために下記の措置を講じられるよう、強く要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 義務標準法の学級編成見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数および加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。 4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保したうえで義務教育費国庫負担制度の負担率を引き上げること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
北 上 市	<p>【議決年月日】令和6年10月15日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、 内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)</p> <p>【件名】学校給食費無償化を求める意見書</p> <p>国においては、安心して子育てができる社会の実現に向けて、司令塔となるこども家庭庁を設置し、子育て施策の具体化が進められるとともに、各自治体においても様々な子育て施策を実施しているところです。</p> <p>そうした中、子育て世帯での教育費は、学校給食費・教材費・修学旅行等の積立金・部活動費などの費用があり、保護者の大きな負担となっています。特に学校給食費は学校に納める教育費の中でも金額が大きく、子育て世帯の家計を大きく圧迫しています。</p> <p>学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、望ましい食習慣を養うなどその教育的効果は大きく、学校教育の一環にもなっています。しかし、義務教育における教科書代は無償となっていますが、学校給食費は保護者の負担となっています。</p> <p>全国では、子育て世帯の経済的負担軽減等を目的に学校給食費の無償化を実施している自治体がある一方、財政状況により無償化の実施が困難な自治体も多く、自治体間での格差が生じています。</p> <p>よって、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、義務教育の一環として居住地に関係なく平等な教育環境を確保するため、国において学校給食の無償化を実施するよう強く求めます。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。</p>